

平成20年 7月

バイオインフォマティクス推進事業
参加研究者 各位

科学技術振興機構
研究基盤情報部
バイオインフォマティクス課

研究成果の取り扱い・研究成果の発表等について(お願い)

日頃よりバイオインフォマティクス推進事業にご協力いただき誠にありがとうございます。

今年度におきましても、研究成果の発表等について以下の手続きを行っていただくことといたしましたので、ご協力をお願いいたします。

それぞれの様式は、<http://www-bird.jst.go.jp/kenkyu/contract/contract-h20.html> からダウンロードいただけますので、ご利用ください。

また、本件に関するご質問がございましたら、jst-bird@jst.go.jp 宛にお寄せください。

1. 学会等での発表、論文発表およびウェブサイトからの成果公開について

- ・上記の外部発表を行う際には、掲載・発表が確定した時点で「外部発表連絡票」を作成いただき、jst-bird@jst.go.jp 宛に添付ファイルとしてご送信ください。
- ・発表の際に著者、発表者については以下のように記述をお願いします。

※著者の所属欄に、所属機関とともに BIRD, JST を併記(機構雇用の研究員等の所属は、BIRD, JST と記載)。

(例) Joho Taro *‡

*Chiyoda University, ‡ Institute for Bioinformatics Research and Development (BIRD), Japan Science and Technology Agency (JST)

万一、著者の所属欄への併記が困難な場合は Acknowledgement 等への記載をお願いします。

(ウェブサイトからの公開の場合もこれに準じてお願いします)

(例) This work has been supported by BIRD of Japan Science and Technology Agency (JST)

2. 研究成果の公表やアウトリーチ活動について

シンポジウム開催、学会ブース展示、アウトリーチ活動(サイエンスコミュニケーション)を行う場合は「開催・アウトリーチ活動連絡票」を作成いただき、jst-bird@jst.go.jp 宛に添付ファイルとしてご送信ください。

3. 知的財産権（特許・著作物等）について

研究開発の実施にあたって機構と各研究機関との間で締結した委託研究契約に基づき、研究を進めることを基本としています。研究の結果生じた知的財産権の帰属等は、原則としてこれらの研究契約に基づき取り扱われます。

研究開発の進捗にあたり特許出願・譲渡又は著作物登録の可能性が発生しましたら、各機関事務局の委託研究担当者までご相談ください（学会発表であれば要旨等の提出前にご相談ください）。

※出願・譲渡・申請の日から 60 日以内に「知的財産権出願・譲渡通知書」を提出いただくことになります。

4. 新聞発表等について

重要と思われ、発表を希望する研究成果が得られた場合、事前に機構にご連絡ください。本事業の趣旨、成果の内容、時期、状況等を考慮し、可能な範囲で発表のお手伝いをさせて頂きます。

また、マスコミ等から個別に取材を受ける場合は、必ず機構までお知らせください。

5. 研究成果の公表等について

アカウンタビリティの観点からも JST が企画するシンポジウム、機関ニュース、年報等において研究成果公表にご協力ををお願いすることがあります。

今後ともよろしくお願い申し上げます。

以上